


市社協通信

発行・編集／社会福祉法人 広島市社会福祉協議会
 〒730-0052 広島市中区千田町一丁目9-43 (広島市社会福祉センター内)
 TEL 082-243-0051 FAX 082-243-0032
 URL : http://www.shakyo-hiroshima.jp/
 E-Mail : chiiki@shakyohiroshima-city.or.jp

**市社協ホームページに、
区社協のページができました！**


文字の大きさ: 拡大 標準 縮小 背景色: 白 | 黒 | 透紫 サイト内検索 | お問い合わせ | サイトマップ


社会福祉法人
 **広島市社会福祉協議会**

あなたとつくる
 みんなでつくる
 ささえあいのまち



- 社協からのお知らせ
- ボランティア募集
- 講座・研修情報
- イベント情報
- 区社協ホームページへ

 **広島市社協からのお知らせ**
* タイトルをクリックすると詳細をご覧いただけます。

 **広島市社協とは**
 ■ **市社協の概要**



昨今のインターネットの普及により、ホームページで情報のやり取りをすることが大変多くなりました。

広島市社協のホームページでは、昨年12月から、各区社会福祉協議会のページを見ることが出来るようになりました。各区社協からのお知らせや、広報紙、事業内容等をそれぞれ掲載していますので、是非「お気に入り」に登録してご覧ください。

また、地区社協でホームページを開設されたところは、リンクをはることもできますので、お知らせください。今後とも、内容充実を図って行きたいと思っております。

第19回全国ボランティアフェスティバルを、広島で開催します。



内容: 大会テーマ「つながる民力 いかしあう民力」を軸に、全体会テーマトークや、福祉、環境、まちづくり、国際交流、平和・・・等幅広い分野のボランティア・市民活動における課題別の分科会があります。ここでいう「民力」とは、ボランティア・市民活動の「新しいチカラ」のことを意図しています。
 参加者募集は6月頃から始める予定です。

全国ボランティアフェスティバルは、都道府県持ち回りで毎年開催されているものです。全国からさまざまな分野で活躍しておられるボランティア・市民活動実践者が集い、全国レベルで研究協議を行います。

会場: 広島国際会議場 ほか
主催: 第19回全国ボランティアフェスティバルひろしま実行委員会、広島県社会福祉協議会、広島市社会福祉協議会、全国社会福祉協議会、「広がれボランティアの輪」連絡会議

各記事につけられた以下のマークは、その事業が本会「地域福祉推進第6次5か年計画」のどの基本目標に属するかを表しています。



地区社協訪問

「住み慣れた地域で安心して安全に暮らすために」

安佐北区落合東地区が「朝市」から始めたネットワーク活動

「多様な取り組みで住民の絆を深める落合東流の活動拠点づくり」

前号より、新たに「地区社協訪問」のコーナーを設けました。広島市内各地で数多く取り組まれている地区社協活動の中から、特色のある取り組みを紹介しています。

第2回目は、安佐北区の落合東地区社協です。

《落合東地区の概況》

落合東地区は、安佐北区の南部に位置し、山を切り拓き、1974年（昭和49年）に分譲が始まった高陽ニュータウンB団地を中心として、一部旧来の農村部を包含した落合東小学校学区をエリアとしています。

落合東地区が抱える課題

(データ)	(平成20年8月現在)
人口:	8,951人
世帯数:	3,740世帯
高齢者数: (65歳以上)	1,447人
高齢化率:	16.1%

少子高齢化が進む中、落合東地区においても、近年は高齢化率が上昇しており、高齢者単身世帯と孤独死が増加してきました。生活面においては、大型スーパーの撤退をはじめ空き店舗が増え、いく中で、遠い地区まで買



あすけあ

い物に行かなければならなくなり、また高層の県営住宅にはエレベーターがなく、重い荷物を持つて階段の上り下りをするのが辛いといった高齢者の声が聞かれるようになるなど、日々生活を送る上での辛さが訴えられるようになってきました。

そのような状況の中、落合東地区社協では、様々な取り組みを通して、地域住民のつながりを深めています。昨年は、愛媛県松山市石井西地区社協や同市三津浜地区社協から、延べ60名もの人々が取り組みの視察に来られました。

活動拠点の開設

落合東地区の活動拠点は、平成20年7月に、県の住宅供給公社1階の空き店舗を借り受け、「落合東福祉センター」(以下、センター)として開設されました。センターは日曜日・祝日を除く毎日、午前10時から午後3時まで開設され、地元ボランティア25人による輪番体制で運営されています。

朝市から生まれる顔の見える交流

地域住民から発せられた声(困りごと)から生まれた取り組みとして、朝市の開設がありま

す。落合東地区社協の立石会長は、「近所の大型スーパーが撤退し、空き店舗も増え、生活が不便になる中で、買い物に行きたくても行けない高齢者に対して、自分たち地区社協で店を開こう」と決意されたそうです。

その後立石会長は、場所の確保のために県の住宅供給公社に、また野菜の仕入れ先として地元以村や世羅町の農家に出向き、自ら交渉を行いました。

最初は、朝市への出荷に戸惑いのあった農家の方々にも、何度も足を運ぶことで了承してもらえたそうです。

朝市は週に2回(毎週水曜日・土曜日)の10時から開かれています。新鮮野菜や果物、米、最近では鮮魚の販売も始め、毎回大盛況となっ



朝市の様子

ています。多いときは1日70人も来所されるので、開店後30分で商品が売り切れる日もあるそうです。30分前には既にお客さんが集まり開店を待っておられますが、立石会長は「この待ち時間が、来所者にとってまた新たな交流の場となる」と言われています。

実際この30分間は短くても多くの人々の出会いの場となっており、朝市に行く楽しみの一つになっています。また、高層の県営住宅にはエレベーターがないため、高齢者や足腰の不自由な人には重い物の持ち帰りの際のお手伝いや宅配も見守り活動の一環として行っています。

朝市は週2回の開催ですが、野菜や鮮魚以外のお米や乾物等の加工品は、センターが開いている間は常時販売しているそうです。他にも、センターでは住民が講師となって手芸や絵手紙、フラダンスなどの教室も開かれています。

困りごとへの取り組み

落合東地区社協では、地域住民がボランティアとして積極的に地域活動に参加されています。例えば、家の中の家具を動かしたり、電球を換えたりといった、住民のちょっとした困りごとに応じたり、車いすの貸し出し、家の清掃、そして定額給付金の申請等、書類の作成などもお手伝いされています。ボランティアや民生委員がそのようなお手伝いを行う際には、必ず本人の立ち会いのもと行うことと、複数人で行くようにしているそうです。

このような困りごと相談の中には、福祉の制

度では対応できないものもあり、一緒になって取り組むことが支え合いの新たな力となっています。

しかし、頼まれごとの内容によっては、断る場合もあるそうです。例えば、入院している人から、自宅のポストから郵便物を病院まで届けてほしいと頼まれた場合です。頼まれたボランティアであっても、他人の家のポストから郵便物を持ち出すことは難しいので、このような場合は、地域にある関係機関などに相談して対応しているそうです。

今後の取り組みに対する思い

立石会長は今後の取り組みに対する思いとして、「地区社協と地区民児協との連携やボランティアの育成」を挙げられ、特にボランティアについては、「何度か顔の見える交流を行うことで人の確保が可能になるため、継続的な交流を行っていききたい」と話されていました。

また、高齢者の閉じこもりや孤独死の防止を目的に、日頃から定期的に高齢者が集える場としてオープンカフェを設けることや、高齢者の安否確認のための高齢者専用の回覧板をつくる



立石会長

など、住民同士のネットワークを拡げていくことで、困ったときは遠慮なく「手伝ってほしい」「助けてください」と手を挙げられる地域にしたいと、今後のさらなる取り組みを進めていこうと思われています。

取材を終えて

今回ご紹介した落合東地区の活動は、住民の生活ニーズを的確に捉えた活動が、「拠点」という住民から見える形の中で行われていました。近くにあったスーパーがなくなったことから始まった朝市の開設や各種教室の開催そのものもすばらしい取り組みですが、更に注目したいことはそれが最終的な取り組みではないということです。住民同士が自由に立ち寄り、話ができるような環境をつくっていること（サロン活動）、そして、そこから困りごとを把握し、気がかりな人への訪問・声かけによる見守りや、住民同士ができる範囲での日常生活の助け合い（つながり（近隣ミニネット・ボランティアバンク）、その輪を拡げていくこと）によって住民同士の絆を深め、活気と安らぎのある地域づくりを組織的に目指していることこそ、学ぶべき点だと思われれます。

まさに、拠点を中心として、サロン活動、見守り、生活支援などのネットワーク活動、ボランティアバンク活動が一体的に展開されている地域と言えます。自分たちの住む地域を自分たちで盛り上げているという、地域の力を学ばせていただきました。

地域で安心して生活していくために

かけはし



福祉サービス利用援助事業
生活支援員



福祉サービス利用援助事業「かけはし」では、「一人では福祉サービス利用の手続きができない」、「金銭管理やお金の出し入れがむずかしい」、「通帳や証書の管理が困難」といった判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の方々の各種相談に応じたり、契約を結んで日常的な金銭管理サービス等具体的な支援を行っています。



事業開始からすでに10年を経過し、当初よりの相談件数は、1,423件と年々増加の傾向にあります。また契約締結件数も414件と、順調に伸びています。

しかし一方で、本人が亡くなられるとか、施設に入所されるとか、本人の意思により契約を終了されるなど、様々な要因により契約を終了するというケースも増えています。

総契約締結者から、終了者数を引いた現在の実利用者は、平成22年2月末で207件となっています。

具体的な支援として福祉サービス利用援助が207名、日常的な金銭管理が191名、通帳等の預かりが176名で、生活支援員による訪問回数は、月1回が73%と一番多くなっています。

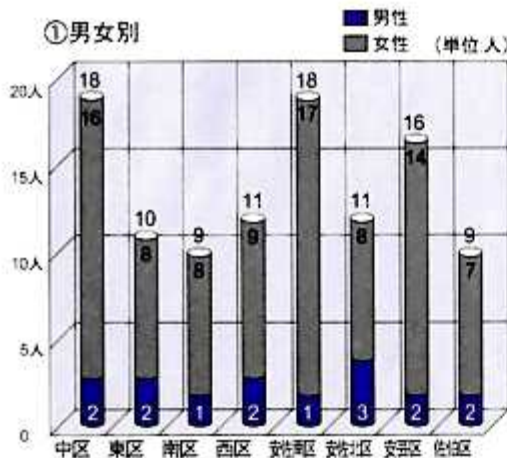
かけはし事業では、契約までは区社協職員（トータルコーディネーター等）・専門員で、契約後は生活支援員による支援が中心となります。

専門員は、ご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。

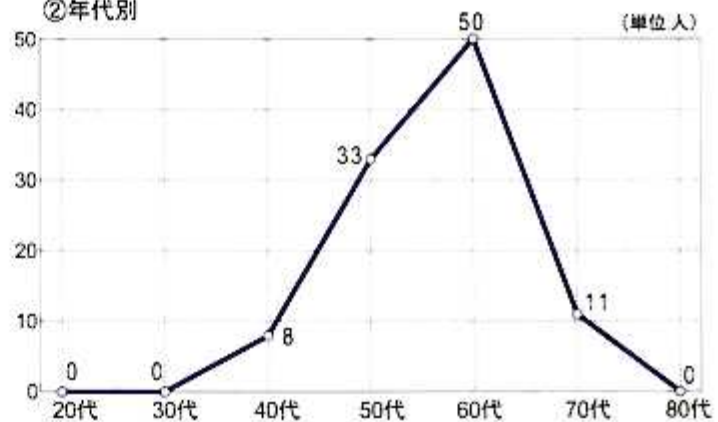
生活支援員は、契約内容にそって定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。



①男女別



②年代別



市内では、現在102名の生活支援員を委嘱しています
実際に利用者を支援している生活支援員は79名です

生活支援員はどんな人がなれるの？

- ①広島市に居住する人
 - ②福祉に理解と熱意を有し、生活支援員になることを了解してもらえる人
 - ③居住地または活動拠点となる区社会福祉協議会から推薦された人
- *①、②、③いずれにも該当する方を広島市社協が委嘱します。

生活支援員さんをお願いしていること

生活支援員は、支援計画に定められた支援を定期的に行うだけではなく、本人のその時その時の生活状況を把握し、援助した内容を含めて本人の状況や希望、困っていることなどを区社協職員（トータルコーディネーター等）及び専門員に報告してもらっています。

この事業の利用者には、自分から様々な希望や要望、困っていることをストレートに表明しづらい方が多くおられます。生活支援員は、このような利用者の状況を理解し、ちょっとした変化にも注意し、「おや？」と感じたことは区社協職員（トータルコーディネーター等）及び専門員につなげてもらっています。

失業等により生活にお困りの方への支援について (生活福祉資金貸付制度のご案内)



社会福祉協議会では失業・求職中の方に生活費等の貸付を行っています。
貸付の相談・申請については市・区社会福祉協議会で行っています。

なお、本資金の貸付は、雇用支援施策の一環として実施していますので、申請にあたってはハローワーク等で実施している雇用支援施策の利用が優先となります。

生活福祉資金

1 総合支援資金 生活支援費（貸付）

- ・受付窓口 お住まいの区社会福祉協議会
- ・実施内容 失業・求職中の生活費の貸付
- ・貸付金額 200,000円以内 12ヶ月（世帯）
150,000円以内 12ヶ月（単身）
- ・保証人 原則必要ですが保証人なしでも貸付できます。
- ・その他 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができません。生活費を賄うことができない方が対象です。

2 総合支援資金 住宅入居費（貸付）

- ・受付窓口 お住まいの区社会福祉協議会
- ・実施内容 住宅入居の際の初期費用貸付
- ・貸付金額 400,000円以内
- ・保証人 原則必要ですが保証人なしでも貸付できます。

3 総合支援資金 一時生活再建費（貸付）

- ・受付窓口 お住まいの区社会福祉協議会
- ・実施内容 生活を再建するために一時的に必要な費用
- ・貸付金額 600,000円以内
- ・保証人 原則必要ですが保証人なしでも貸付できます。
- ・その他 就業の際の支度費、技能習得費等が対象。
公共料金を滞納している場合等も対象となりますが無条件に債務の支払いにあてることはできません。多重債務がある場合は専門の相談機関を紹介します。

4 緊急小口資金（貸付）

- ・受付窓口 お住まいの区社会福祉協議会
- ・実施内容 再就職による給与支給・雇用保険受給・総合支援資金貸付・生活保護受給までのつなぎ貸付等。
- ・貸付金額 100,000円以内 無利息
- ・保証人 不要

5 臨時特例つなぎ資金（貸付）

- ・受付窓口 居住予定区社会福祉協議会
- ・対象者 失業・求職者の方で住居がない方。
- ・実施内容 公的給付制度、又は公的貸付制度の支給開始までのつなぎ
- ・貸付金額 100,000円以内 無利息
- ・保証人 不要

*緊急小口資金との違いは住居の有無になります。

雇用支援機関

1 ハローワーク

- ・就労相談 ・雇用保険（失業手当）（給付）
- ・就職安定資金（貸付）・訓練・生活支援給付（給付＋貸付）
- ・就職活動困難者支援事業・長期失業者支援事業

2 各区役所生活課

- ・住宅手当（住宅手当緊急特別措置事業：家賃6か月分を給付）
- ・生活保護（給付）

*雇用支援機関が実施している制度の詳細については直接、お問い合わせください。

生活福祉資金貸付制度

この貸付制度は、低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

資金の種類

総合支援資金	教育支援資金	福祉資金	不動産担保型生活資金
・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費	・教育支援費 ・就学支度費	・福祉費 ・緊急小口資金	・不動産担保型生活資金 ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯に対して貸付ける資金

- ア. 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- イ. 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ウ. 現に住居を有していること又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること
- エ. 実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意していること
- オ. 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、借還を見込めること
- カ. 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
生活支援費	単身世帯：月額15万円以内 2人以上：月額20万円以内 ※ 最長12か月	最終貸付日から 6か月以内	措置期間 経過後 20年以内	連帯保証人あり 無利率
住宅入居費	40万円以内	貸付日 (生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から 6か月以内		連帯保証人なし 年1.5% (据置期間 経過後)
一時生活再建費	60万円以内			

教育支援資金

低所得者世帯に属する者が、高等学校（特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む）又は高等専門学校に就学或いは入学に際して、必要な経費として貸付ける資金

福祉資金（福祉費・緊急小口資金）

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に対して、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれ、必要な経費として貸付ける資金

不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護世帯の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金

相談窓口

広島市社会福祉協議会・各区社会福祉協議会



「子育ては」地域の皆の力で

広島市社会福祉協議会 会長 古川 隆

最近「イクメン」という言葉が市民権を得てきています。カッコイイ響きの「イクメン」になぞらえたものでしょうが、時代を反映して夫が、「子育て」を自分の基本的な役割であることを自覚し、意義を見出し、楽しみとしてくるようになってきた成果といえるのでしよう。

しかし、まだまだ子育ては「母親の仕事」、さらには「両親の役割なので地域社会は関係ない」といった感覚は、社会から抜けきっていません。前者の例はと言えば、今を時めく勝間和代さんによると、「妻」を対象とした調査で「夫」の最も頭に来る言葉は、「手伝わてあげようか」が断トツ」とされています。後者については、「子どものラジオ体操の音楽がウルサイ」「子どもを公園で遊ばすのはヤメロ」といった声が、世間でむしろ強まっていることなどから容易に推測できます。

日本の社会で、ここ数十年の間で最も大きく変わってきたものとして「家族」と「地域社会」があります。文明の発達なども含めて社会の「大きな変化」は子どもたちにも強い影響を与えてきています。

具体的な現象を順不同であげてみますと

①接触する人が減り、②遊ぶ相手、時間、場所が少なくなり、③部屋・TV・パソコン・携帯などが個人に帰属している。また、④子育てのための費用が非常に多額となってきたことも見逃せません。

これらの現象は、それぞれが「原因」となり「結果」となるなど、その複雑な「相互作用」の仕方は、今の社会の多様性を反映していますが、更に視点を広げてグローバル化が進展し「市場原理」の吹き荒れている「国際社会」のことを考えると、人とのコミュニケーション能力に欠け、五感のフル活用が苦手な日本の子どもたちの将来は実に不安であり、日本国、日本人の行く末が懸念されます。

幸い、広島市にあっては、地区社協・民児協・老人会・女性会など多くの団体が連携しながら、「子どもたちの見守り」「世代間交流」などを手がけておられます。このことは、子どもたちの未来について考える上では、明るい材料です。

将来、地域でもっと「子育て」が組織化され、さらに効率的な行動と結びつき「子どもは国の宝・地域の宝」という考えが蘇るよう、お互いに努力しようではありませんか。



今年も
たくさん
の愛



が届きました



平成21年度の共同募金運動も、皆さまのおかげをもちまして、9,540万8,691円（平成22年3月1日現在）の募金の協力をお願いいただきました。心より、厚くお礼申し上げます。

なお、お寄せいただきました募金は「高齢者や障害者のふれあい・いきいきサロンづくり」「一人暮らし高齢者への配食活動」「障害児のつどい」「地区ボランティアバンクづくり」などの事業に活用させていただきます。

地域福祉の向上のため、今後とも共同募金運動へのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

平成21年度
共同募金へのご協力
ありがとうございました



お問い合わせ先

☎243-0051
FAX243-0032

広島市共同募金会
〒730-0052
中区千田町1-9-43
広島市社会福祉センター内

平成22年度 広島市社会福祉協議会事業計画・予算

【事業計画】

平成22年度広島市社会福祉協議会の事業計画では、「地域福祉推進第6次5か年計画」の推進を重点事業に位置づけ、5か年計画のキーワードである「たすけあう」「ささえる」「ひろめる」「ととのえる」のもとに、4つの基本目標を立てました。

基本目標1：「安全・安心・こころ豊かに暮らせる地域づくり」

主な事業内容	主な支出予算
①地区社協の福祉推進機能の強化 ア：新・福祉のまちづくり総合推進事業の推進 イ：福祉のまちづくりプランの策定支援 ウ：地区社協活動推進拠点の整備支援	区社協育成、福祉のまちづくり支援、老人大学、ちびっこ広場整備、基金運営、法人運営
②施設との協働によるまちづくり 福祉施設のもつ拠点性や専門性とのつながりを深め、小地域における福祉活動を推進	
③高齢の人や障害のある人たちの活動支援 ア：当事者・家族の主体的活動の支援 イ：地域の各種行事・活動への参加支援	



基本目標2：「一人ひとりの暮らしをささえる」

主な事業内容	主な支出予算
①福祉サービス利用援助事業「かけはし」の推進 ア：トータルコーディネーター（総合相談員）の配置による相談機能の充実 イ：社協が法人として「成年後見人」になることについての具体的な検討	日常生活自立支援事業、心配ごと相談事業、受託事業、貸付事務、福祉のまちづくり支援
②在宅福祉サービスの充実 広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業の受託	



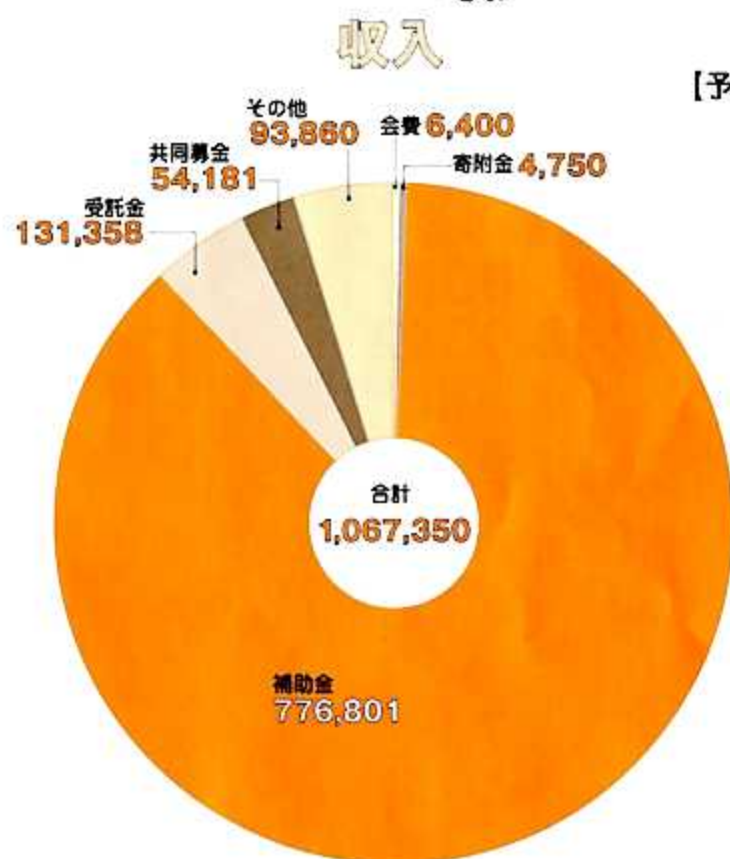
基本目標3：「ささえあいの輪をひろげる」

主な事業内容	主な支出予算
①第19回全国ボランティアフェスティバルひろしまの開催	ボランティア活動支援、福祉施設職員研修事業、受託事業、法人運営
②広島市ボランティア情報センターの活動推進 ア：さまざまな年代別あるいは課題別等、幅広いボランティアの育成 イ：市民への福祉情報の提供	
③福祉教育の推進 ア：「やさしさ発見プログラム事業」の実施 イ：関係者との連携協力による効果的な学習プログラムの開発	
④さまざまな機関・団体とのネットワークづくりの推進 多様な福祉ニーズ・福祉課題の解決に向けた関係機関とのネットワークづくり	
⑤研修・学習の場づくり	



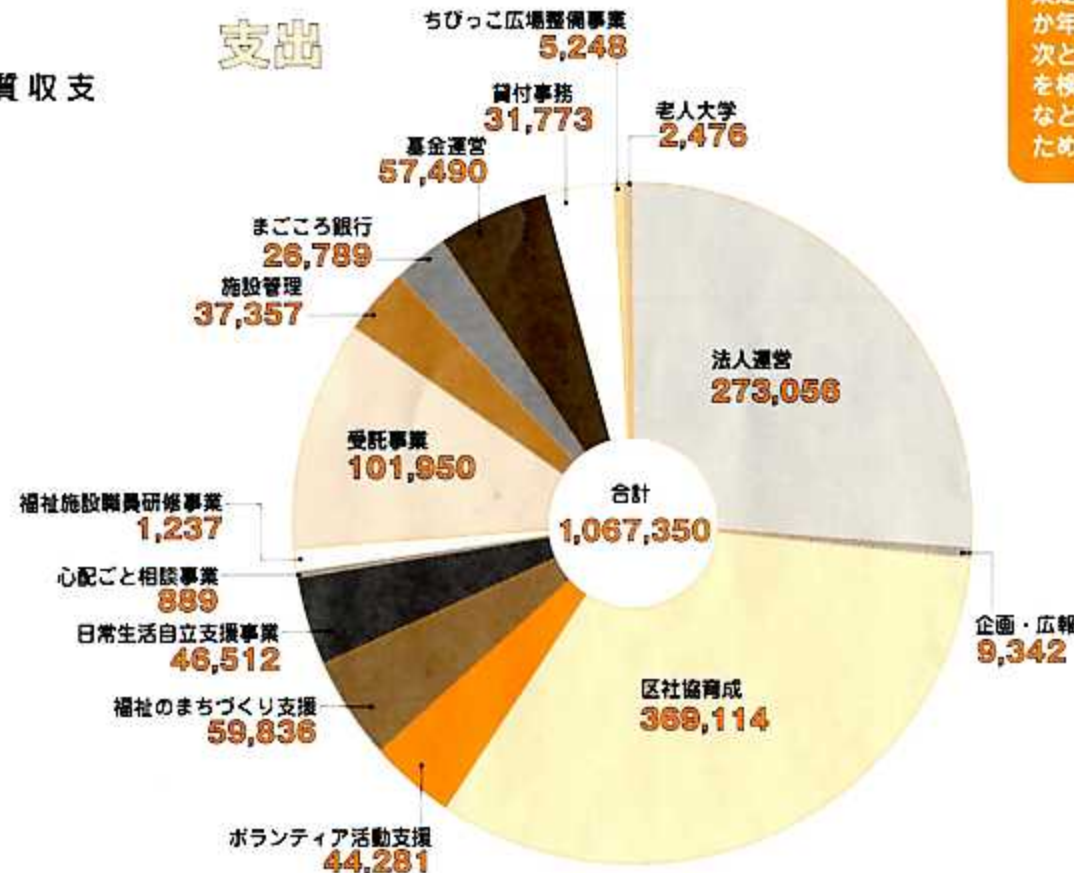
基本目標4：「活動をささえる仕組みを整える」

主な事業内容	主な支出予算
①活動財源の確保 賛助会員の募集拡大と、共同募金運動への取り組み強化、地域福祉活動推進基金・ボランティア活動推進基金の募集拡大	企画・広報、まごころ銀行、基金運営、法人運営、施設管理、受託事業、福祉のまちづくり支援
②地域福祉推進拠点整備の取り組み 市総合福祉センター（仮称）整備に向けての取り組み	
③指定管理者制度への対応	



【予算】実質収支

支出



平成22年度は、平成20年度に策定した「地域福祉推進第6次5か年計画」が、中間年である3年次となることから、計画の到達点を検証するとともに、情勢の変化などによる新たな課題に対応するため、「中間見直し」を行います。



＜お詫び＞
前号（第45号）の「平成20年度広島市社会福祉協議会 決算報告」の円グラフの決算単位に、「単位：千円」の表記がありませんでした。この場をお借りしてお詫びさせていただきます。



※貸付事業特別会計を除く

単位：千円

単位：千円

まじりの銀行への
ご協力ありがとうございました

本会まじり銀行に、次の皆さまから尊いご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。
〔平成21年9月1日～平成22年3月15日・敬称略〕

●一般寄付預託者

広島市老人大学学祭実行委員会、株式会社不二ビルサービスケア事業部代表取締役 森元英司、第1回チャリティー&フアンの集い 広島東洋カーブ選手、古川 隆、林 俊之、宗教法人 真如苑、広島文明維新塾 代表 脇 晃司、そここう・西武労働組合、広仲会、NPO法人広島鯉城断酒会、阿部 典子、社団法人 日本産業退職者協会広島支部、他2件

●香典返し・見舞い返し預託者

光田 穂一郎

●物品預託者

〔車椅子〕

広島市建設部長会、小林製菓グループ、肇グループ、広島県個人タクシー協会、成和産業株式会社、広島市立看護専門学校学生自治会 皆さまからお寄せいただいた浄財は、高齢者・児童・障害者福祉など明るい地域社会を築くために活用させていただきます。

賛助会員へのご協力
ありがとうございました

次の方々から賛助会員のお申し込みをいただきました。〔平成21年9月1日～平成22年3月15日（敬称略 五十音順）〕

法人 3社 70口
現在まで 76法人 114口

株中国新聞社
株広島銀行

その他 1法人

個人 73人 95口
現在まで 1,081人 2,069口

ご協力いただきました皆さま、ありがとうございます。これからも、地域福祉を推進する本会をご理解いただき、さまざまな地域活動に積極的に参加していただくとともに、新年度におきましても引き続き、賛助会員としてご支援・ご協力をぜひお願いいたします。



まじり銀行では、香典返しなどの慶弔返礼金、チャリティバザーやコンサートの収益金など、善意の預託（寄付金）をお受けしています。
お問い合わせ・ご相談は
広島市社会福祉協議会
TEL 243-0051
FAX 243-0032

広島市社会福祉センターの
会議室やホールをご利用ください。

社会福祉センターは、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るために設置された施設です。

このセンターには、ちょっとした会議やミーティングなどに利用できる大小の会議室や講演会などが開催できる最大定員350名のホールなどがあります。

皆様のご利用をお待ちしております。

所在地：広島市中区千田町1-9-43

（中消防署の正面向い）

TEL (082) 243-0051 FAX (082) 243-0032

利用時間：午前9時から午後9時まで

休館日：毎月第3日曜日・8月6日・年末年始

（12月29日～翌年1月3日）

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

（土・日曜日、祝日、休館日は除きます。）

▼▼▼本会ホームページ内に詳しく紹介しています。▼▼▼
<http://www.shakyo-hiroshima.jp/riyo/index.html#sub1>

社会福祉法人
広島市社会福祉協議会
〒730-0052 中区千田町1-9-43
広島市社会福祉センター内
TEL 243-0051
FAX 243-0032
URL <http://www.shakyo-hiroshima.jp/>

